

農地土壤・資材に関する取組

肥料等の対策

- 農地土壤の汚染を防ぐため、肥料、土壤改良資材、培土等の資材の暫定許容値（400ベクレル/kg）を設定※。
- 各自治体等が検査を行い、許容値を超過するものについては利用の自粛等を実施。

※堆肥等を長期間施用しても、原発事故前の農地土壤の放射性セシウム濃度の範囲に収まるよう設定。食品とは別の観点で設定。

農林水産省

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

肥料、土壤改良資材、培土などの生産資材については、放射性セシウムに汚染されたものが農地に散布されることによる農地土壤の汚染の拡大を防ぐため、400 ベクレル /kg の暫定許容値が設定されています。各自治体などにおいては、肥料などに含まれる放射性セシウム濃度の検査を行い、暫定許容値を超えるものが生産現場で使われないよう指導しています。

本資料への収録日：2013年3月31日

関連 Q&A

・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか